

伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

【概要版】

令和●年●月



伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の概要

計画改定の背景・目的

- 新型コロナウイルス感染症対策では、検査、医療提供・ワクチン接種体制が発生初期に確立されていなかったこと、ウイルスの変異等により複数回にわたって発生した「波」のために住民の行動や経済活動が繰り返し制限されたことなどの課題が生じた。
- 国は、新型コロナウイルス感染症対応の経験をふまえ、次の新興感染症危機により的確な対策の切り替えを行うことをめざし、初めて政府行動計画を抜本的に改正（令和6年7月2日閣議決定）。
- 三重県においても、新たな政府行動計画に沿って、令和7年3月に県行動計画を全面的に改定。これを受け、伊勢市においても行動計画を全面的に改定。

根拠法／省庁 新型インフルエンザ等対策特別措置法／内閣感染症危機管理統括庁

計画(改定後)期間

令和8年4月から令和14年3月まで（概ね6年ごとに見直し）

計画改定の概要

①平時の準備の充実

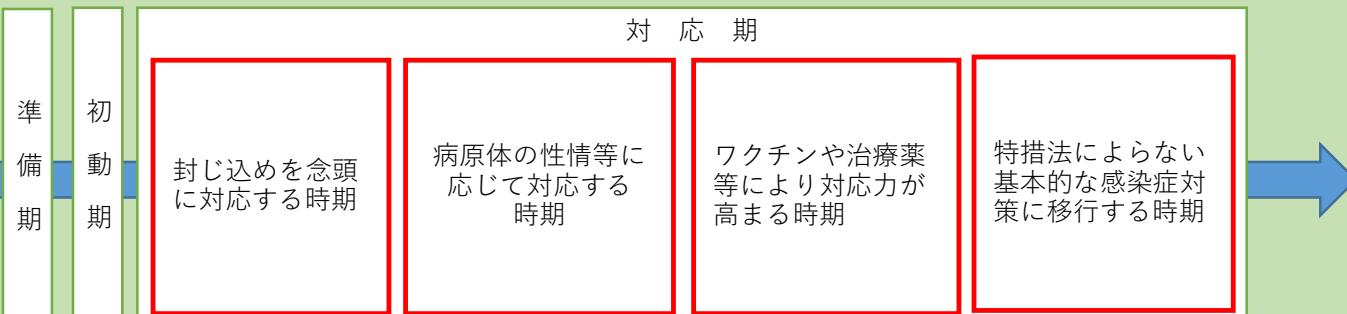
- ・国や県等の関係機関において、平時からより実効性のある訓練を定期的に実施し、不断に点検・改善。
- ・円滑なワクチン接種を実現するため、国や県のほか、医療機関や事業者等とワクチンの円滑な流通を可能とする体制を整備、接種体制を構築。

②時間軸の区分け・対策項目の充実

- ・時間軸を3期（準備期、初動期、対応期）の発生段階に分けて記載。
- ・対象項目を6項目⇒8項目に拡大。

- ①実施体制
②サーベイランス・情報収集
③情報提供・共有
④予防・まん延防止
⑤医療
⑥住民の生活および地域経済の安定の確保

- ①実施体制
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
③まん延防止
④ワクチン
⑤医療
⑥保健
⑦物資
⑧住民の生活および地域経済の安定の確保



③有事のシナリオの考え方 + ④感染拡大防止と社会経済活動の両立

- ・新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理。
- ・対応期を治療薬等が開発される状況や医療の対応力の向上に応じて4段階に分け、検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済活動の状況に応じて、感染拡大と社会経済活動のバランスをふまえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え。

伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要<各分野の取組>

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 研修や訓練を通じた課題の発見・改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化 関係機関の役割を整理するとともに、指揮命令系統等の構築、それぞれの役割を実現するための人材の育成や人員の調整、有事において縮小可能な平常業務の整理等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県対策本部の設置後、伊勢市新型インフルエンザ等対策本部等の有事の体制を立ち上げ、準備期における検討等をもとに、初動期における各対策を迅速に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 特措法による感染症対策に移行するまでの期間における対応が中長期にわたることも想定し、持続可能な実施体制を整備 感染症危機の状況並びに住民の生活および地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直す
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策について住民等が適切に判断・行動できるよう、平時から感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方の整理・体制整備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大に備えて、可能な限り双方向のコミュニケーションを行うとともに、科学的根拠等に基づく正確な情報を住民等に的確に提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> 双方向のコミュニケーション等を通じ、住民等の関心事項等をふまえつつ、対策に対する理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促進
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 有事に備え、まん延防止対策の実施時に参考すべき指標等の検討を行うとともに、有事の協力や影響の検討を行うとともに、有事の協力や影響の緩和のため、住民・事業者等の理解を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症法・特措法に基づくまん延防止対策の実施に向けた準備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止対策を実施することで、医療のひっ迫を回避し、住民の生命及び健康を保護 感染拡大防止と住民の生活および社会経済活動のバランスをとるために、病原体の性情や、ワクチン・治療薬の普及等の状況変化により、まん延防止対策の強度を柔軟に切り替え 新型インフルエンザ等の性情等に応じてアラートとして呼びかけるなど、広く周知するとともに、感染拡大防止への協力を呼びかけ
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するため、国や県のほか、医療機関や事業者等とワクチンの円滑な流通を可能とする体制を整備するとともに、接種体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 速やかな予防接種につながるよう、準備期から計画した接種体制等を活用し、必要量のワクチンを確保の上、接種会場や携わる医療従事者の確保等、接種体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ計画した供給体制及び接種体制に基づき、予防接種を実施 予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、ワクチン接種予防接種後の副反応を疑う症状等に関する住民からの相談に対応できるよう、コールセンターの設置

伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要<各分野の取組>

対策項目	準備期	初動期	対応期
⑤医療	<ul style="list-style-type: none"> 市内の医師会、薬剤師会、医療機関等、地域の関係者と密接に連携を図りながら、県が行う医療体制の整備の推進に対し、必要に応じて協力 市立伊勢総合病院は、医療措置協定に基づく訓練の実施をはじめとする体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 国や県から提供された新型インフルエンザ等の発生状況や医療提供体制、医療機関への受診方法等について迅速に周知 市立伊勢総合病院は、医療措置協定に基づく体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 国や県から提供された新型インフルエンザ等の発生状況や医療提供体制、医療機関への受診方法等について迅速に周知 市立伊勢総合病院は、医療措置協定に基づき医療を提供 事前想定と大きく異なる場合には柔軟かつ機動的に対応を実施
⑥保健	<ul style="list-style-type: none"> 人材の育成や確保、研修や訓練の実施等により体制を整備 関係機関との連携を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 県が設置する相談センターの周知や国や県、保健所による住民への情報提供の協力 患者や濃厚接触者への対応、検査体制の立ち上げに向けた準備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施する健康観察や食事の提供等、必要なサービスの提供や物品の支給に協力 感染症の特徴や病原性の性状、感染状況等をふまえ、地域の実情に応じて柔軟に対応
⑦物資	<ul style="list-style-type: none"> 対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な物資等に対して確認を行い、十分な量を確保 感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注し、必要量を安定的に確保 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の販売事業者に、計画的に発注するなどにより、安定的に確保するよう要請 必要に応じ、感染症対策物資や医薬品、医療機器または再生医療系製品を配送するよう県に依頼
⑧住民の生活・地域経済	<ul style="list-style-type: none"> 有事の情報共有体制等の整備や、業務継続計画策定等の事業継続に向けた準備の実施 事業者や住民に対し、衛生用品、生活必需品等の備蓄を勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> 市内での新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者や住民等に対し、事業継続のための感染対策等、必要な対策の準備を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 準備期における対応をもとに、住民の生活や社会経済活動の安定を確保するための取組を実施 生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を実施